

こうつう 交通アクセス

- JR御茶ノ水駅から徒歩4分
- 東京メトロ丸の内線 御茶ノ水駅 2番出口から徒歩5分
- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B1出口から徒歩6分
- えみふるには、千代田区地域福祉交通「風ぐるま」が便利です。



ちよだくりつしょうがいしゃふくし
千代田区立障害者福祉センター えみふる
TEL.03-3291-0600 FAX.03-3291-0608

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5

開館時間 平日9:00~21:00 土日祝日9:00~17:00

(毎月第2土曜日および12月29日~1月3日を除く)

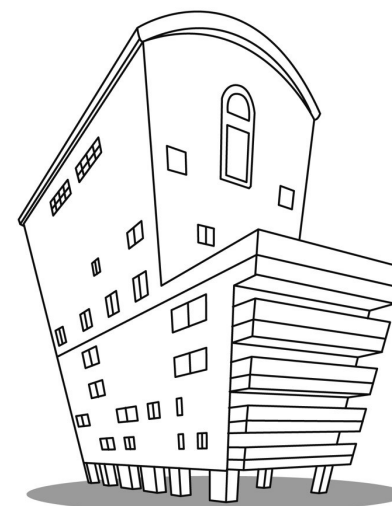
メール:emifuru@chime.ocn.ne.jp HP:https://emifuru.com



ちよだくりつしょうがいしゃふくし
千代田区立障害者福祉センター えみふる

とくていそうだんしえん 特定相談支援

サービスのご案内



そうだんしえん
相談支援とは...

しょう かかえ ちいき せいかつ かた たい
障がいを抱えながら、地域で生活されている方に対して

ひつよう ふくし
必要な福祉サービスなどをサポートします。

そうだしえん
相談支援とは？

もくてき
◆サービスの目的

しょう かた かぞく す な ちいき あんしん せいかつ おく ふくし
障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように福祉、
ほけん いりょう きょういく しごと す ほうかつてき
保健、医療、教育、仕事、住まいなどを包括的にサポートします。

- ・日常生活のこと、福祉サービスの利用等に関すること
- ・障がいや病状の理解等に関すること
- ・保育や教育等に関すること
- ・家族関係、人間関係等に関すること
- ・社会参加や余暇活動等に関すること
- ・権利擁護に関すること
- ・その他、地域生活を送る上で必要なこと



しょう かた かぞく きぼう せいかつ じつげん む にちじょうせいかつじょう
障がいのある方やその家族が「希望する生活」の実現に向けて、日常生活上の
かだいかいけつ てきせつ つな かんけいきかん れんけい ほか す な ちいき あんしん
課題解決や適切なサービスに繋げ、関係機関との連携を図り、住み慣れた地域で安心して
せいかつ おく ちいき しえんたいせい
生活を送れるように「地域の支援体制」をつくります。

りょう かた ちよだくざいじゅう かた
◆ご利用できる方（千代田区在住の方）

ちよだく ざいじゅう ざいじゅう しょう も かた かき ようけん
千代田区に在住し、18歳以上の障がいをお持ちの方で下記の要件 ① もしくは②
がいてう かた しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし りょう かた こんごりょう
に該当する方で障害者総合支援法による福祉サービスを利用している方、今後利用
けんとう かた
を検討している方となります。

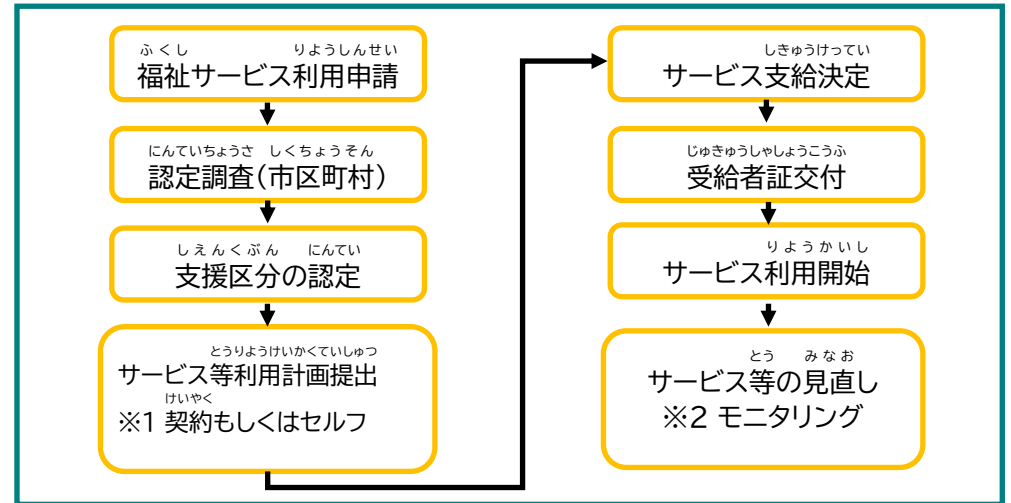
- ① 障がい手帳をお持ちの方（身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳）
- ② 医療券をお持ちの方（自立支援医療受給者証【精神通院】・難病医療券）

ふくし しょう じょうきょう おう こと そうだんくだ
※福祉サービスについては、障がい状況に応じて異なりますのでご相談下さい



りょう ほうほう
◆ご利用方法

しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし りょう とうりょうけいかくしよ さくせいおよ
障害者総合支援法による福祉サービスの利用には、「サービス等利用計画書」の作成及
しくちょうそん ていしゅつ ひつよう なが い か とお
び市区町村への提出が必要です。その流れは以下の通りです。



けいやく ちが か き とうりょうけいかく さんしゅうだ
※1「契約」と「セルフ」の違いは、下記の「サービス等利用計画とは」を参照下さい。
けいやく かた たいしゅう ていきてき ないよう みなお
※2 モニタリングとは、「契約」の方を対象に定期的にサービス内容を見直します。

とうりょうけいかく
◆サービス等利用計画とは

とうりょうけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし とう りょう とぎ
「サービス等利用計画」とは、障害者総合支援法による福祉サービス等を利用する時に、
す な ちいき きぼう せいかつ じつげん む さくせいほうほう
住み慣れた地域で「希望する生活」の実現に向けたプランニングになります。作成方法
けいやく しゅるい
として、【契約】と【セルフ】の2種類があります。



- けいやく
【契約】
そうだしえんじぎょうしよ けいやく きぼう せいかつ ひつよう ふくし とう そうだしえん
・相談支援事業所と契約し、「希望する生活」に必要な福祉サービス等を相談支援
せんもんいん そうだん とうりょうけいかく さくせい さくせいりょうきんふよう
専門員と相談し「サービス等利用計画」を作成します。（作成料金不要）
【セルフ】

じしん きぼう せいかつ ひつよう ふくし とう せんたく とうりょうけい
・ご自身で「希望する生活」に必要な福祉サービス等を選択し、サービス等利用計
かく さくせい しくちょうそん ていしゅつ
画を作成し、市区町村へ提出します。